

宇都宮市告示第 号

屋外広告物表示等禁止地域等の指定（平成20年告示第312号）の一部を次のように改正し、令和〇年〇月〇日から適用する。

令和〇年〇月〇日

宇都宮市長 佐藤 栄一

第3第1項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 市道1436号線のうち、市道1435号線との交差点から市道1491号線との交差点に達するまでの道路

第6を第7とし、第5を第6とし、第4の次に次のように加える。

第5 条例第3条第1項第15号の規定による市長の指定する区域

1 供用開始前の次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域を除く。

(1) 市道6413号線のうち、右岸幹線水路との交差部から市道1436号線との交差点に達するまでの道路

## 屋外広告物表示等禁止地域等の指定（改正素案）

平成 8 年 4 月 1 日  
告示第 1 5 6 号

改正 平成 1 9 年 3 月 3 1 日（平成 1 9 年宇都宮市告示第 1 3 5 号）  
平成 2 0 年 7 月 1 日（平成 2 0 年宇都宮市告示第 3 1 2 号）  
令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日（令和 〇〇 年宇都宮市告示第 〇〇〇 号）

宇都宮市屋外広告物条例（平成 8 年宇都宮市条例第 4 9 号。以下「条例」という。）  
第 3 条及び第 5 条の規定による市長の指定する区間，区域，物件及び場所を次のとおりとし，条例第 1 2 条の規定により告示する。

### 第 1 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号の規定による市長の指定する区域

- 第 1 種低層住居専用地域，第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域のうち，次の地域以外とする。
  - 上戸祭町，中戸祭町，戸祭台，戸祭町，長岡町，富士見が丘 1 丁目，富士見が丘 2 丁目，富士見が丘 3 丁目，富士見が丘 4 丁目，山本 1 丁目，山本 2 丁目，山本 3 丁目，山本町，八幡台及び上大曾町の各区域の第 1 種低層住居専用地域
  - 市道 8 0 0 号線以西の鶴田町及び砥上町の各区域の第 1 種低層住居専用地域
  - 市道 1 0 2 0 号線以南の緑 1 丁目，緑 2 丁目，緑 3 丁目，緑 4 丁目，緑 5 丁目，江曾島 5 丁目，今宮 1 丁目，今宮 2 丁目，今宮 3 丁目，今宮 4 丁目，西川田 1 丁目及び西川田 3 丁目の第 2 種中高層住居専用地域

### 第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 8 号の規定による市長の指定する区間

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち，飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路
- 高速自動車国道北関東自動車道のうち，茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路
- 県道宇都宮向田線のうち，起点から塙田 1 丁目 1 番 2 0 号地先県庁正門前交差点に達するまでの区間及び昭和 1 丁目 1 番 2 1 号地先交差点から塙田 1 丁目 1 番 2 0 号地先県庁正門前交差点を經由し塙田 1 丁目 3 番 1 9 号地先交差点に達するまでの区間
- 一般国道 1 1 9 号のうち，徳次郎町 3 8 7 6 番地 4 地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路
- 一般国道 1 1 9 号のうち，県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路

### 第 3 条 条例第 3 条第 1 項第 9 号の規定による市長の指定する区域

1 道路から展望することができる地域で、市長の指定する区域は、次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域（家屋が30戸以上連続して存在する区域をいう。以下同じ。）を除く。

- (1) 高速自動車国道東北縦貫自動車道のうち、飯田町地内鹿沼市境から上小倉町地内さくら市境に達するまでの道路
- (2) 高速自動車国道北関東自動車道のうち、茂原町地内下野市境から砂田町地内上三川町境に達するまでの道路
- (3) 一般国道119号のうち、徳次郎町3876番地4地先から石那田町地内日光市境に達するまでの道路
- (4) 一般国道119号のうち、市道1129号線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路
- (5) 一般国道121号のうち、一般国道4号との交差点から県道宇都宮栃木線との交差点に達するまでの道路
- (6) 市道1436号線のうち、市道1435号線との交差点から市道1491号線との交差点に達するまでの道路

#### **第4** 条例第3条第1項第11号の規定による市長の指定する区域

1 公共用広場の区域

- (1) 東日本旅客鉄道宇都宮駅西口駅前広場の区域
- (2) 東日本旅客鉄道宇都宮駅東口駅前広場の区域

#### **第5** 条例第3条第1項第15号の規定による市長の指定する区域

1 供用開始前の次の道路から展望することができる範囲内の地域とする。ただし、家屋連続区域を除く。

- (1) 市道6413号線のうち、右岸幹線水路との交差点から市道1436号線との交差点に達するまでの道路

#### **第6** 条例第3条第2項第6号の規定による市長の指定する物件

1 電柱、街灯柱、その他電柱の類のうち第2及び第3に掲げる道路及びその路傍にあるもの

#### **第7** 条例第5条第1項の規定による市長の指定する場所

1 日光街道地区

- 一般国道119号のうち、県道宇都宮・亀和田・栃木線との交差点から上小池町地内日光市境に達するまでの道路